

就学援助のお知らせ

前年度に就学援助を受けていた方でも引き続き援助を希望される場合は毎年申請手続きが必要になります

綾川町では、経済的な理由により、お子さんを小中学校へ就学させるのに困りの方に対して、給食費や学用品費など学校での学習に必要な費用の援助を行っています。



1. 援助の対象となる方

次のいずれかに該当する方が対象となります

- ① 令和4年4月以降に生活保護を停止または廃止された方
- ② 世帯員全員が町民税非課税である方
- ③ 児童扶養手当の支給を受けている方(※児童手当ではありません)

※申請書と一緒に児童扶養手当証書のコピーをご提出ください。

- ④ 国民年金保険料を免除されている方

※申請書と一緒に国民年金保険料免除申請承認通知書のコピーをご提出ください。

- ⑤ 上記にあてはまらないが、経済的に困窮している方

※同一住所にお住まいの方全員の所得の合計が、『基準となる総所得金額』以下の場合が対象となります



- ・基準となる総所得は家族の人数と年齢構成によって異なります(生活保護の基準を準用し世帯ごとに判定をおこないます)
- ・町民税未申告等の場合には申告が必要です



- 賃貸住宅にお住まいの場合は基準額が緩和されます。
- 保護者の死亡、失業など特別な事情がある場合は学校へご相談ください。
- 住宅ローン等の債務返済は考慮できません。
- 世帯に所得のある方が複数いる場合は合計額で判定します。

- 住民登録上の世帯をもとに世帯状況の確認を行います。
- 単身赴任等により別居している場合も同一世帯とみなします。
- 申請した年の1月1日時点で綾川町に住んでいなかった方は、前住所地の市区町村が発行した所得課税証明書(世帯員全員分)が必要です。

(裏面に続きます)



2. 申請の方法

申請書は小中学校（事務室）にあります。必要事項を記入し、押印の上学校に提出してください

- ・申請書はお子さん一人につき1枚必要です。
- ・新入生や転入生で年度当初からの援助を希望する方は、4月中に学校に提出してください。
- ・※入学前支給を受けた場合は4月中に申請する必要はありません。
- ・在校生で継続して援助を希望する場合は、毎年7月末までに申請が必要です。
- ・申請は随時受け付けますが、その場合は申請書を提出した翌月以降の費用が援助の対象になります。



3. 援助の内容



- ・就学援助は下の表にある費用を指定口座に振り込みます（学校へ納付するお金を免除する制度ではありません）
- ・年度途中から認定された場合は月割りになります

費目	小 学 校		中 学 校		支給時期など
	対象学年	単価（年間）	対象学年	単価（年間）	
学用品費	全学年	11,630円	全学年	22,730円	学期ごとに分割支給
新入学学用品費	1年	54,060円	1年	63,000円	4月認定者のみ ※入学前支給を受けた方は、この費目を受給できません。 (二重受給となるため)
通学用品費 (1年生を除く)	2～6年	2,270円	2・3年	2,270円	学期ごとに分割支給
校外活動費(宿泊なし)	全学年	上限額 1,600円	全学年	上限額 2,310円	行事終了後(学期末)
集団宿泊学習費			1年	上限額 6,210円	行事終了後(学期末)
修学旅行費	6年	実費	3年	実費	行事終了後(学期末)
クラブ活動費			全学年	上限額 30,150円	学期ごとに分割支給 ※全員が一律に負担するもの
生徒会費			全学年	上限額 5,550円	学期ごとに分割支給
P T A 会費	全学年	上限額 3,450円	全学年	上限額 4,260円	学期ごとに分割支給
学校給食費	全学年	47,300円 (4,300円/月)	全学年	56,100円 (5,100円/月)	学期ごとに分割支給
医療費	全学年	学校の定期健康診断で治療の指示を受けた次の疾病に限り治療終了後に支給 トラコーマ、結膜炎、白せん、かいせん、膿かしん(とびひ)、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯、寄生虫病(※現在綾川町では、高校生以下は、子育て支援医療費助成制度により、 県内の医療機関の窓口で受給者証を提示すると保険診療で受けた上記の治療費の支払いが生じません。)			

援助費の費目・金額の詳細については以下までお問い合わせください



4. お問い合わせ

綾川町教育委員会事務局 学校教育課

TEL 087-876-1180